

京都市告示第251号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 8年 7月22日

京都市長 松 井 孝 治

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科竹鼻経 22号線	山科区四ノ宮神田町1番地の7地先内	旧	メートル 36.30	メートル 3.51～3.95
		新	36.30	3.51～4.66
南第三緯9 号線	南区東九条上御霊町9番地の2地先から 同町9番地の1地先まで	旧	8.20	6.01～8.01
		新	8.20	6.01～8.01
牛ヶ瀬緯8 号線	西京区牛ヶ瀬新田泓町5番地の8地先 内	旧	2.50	6.07～8.40
		新	2.50	6.07～9.60
松尾嵐山緯 39の1号線	西京区嵐山薬師下町34番地の10地先から 同町34番地の3地先まで	旧	28.20	3.25～4.08
		新	28.60	6.00～6.01
久我経4号 線	伏見区久我石原町3番地の41地先内	旧	31.00	5.20～5.70
		新	31.00	5.26～8.20
桃山緯29号 線	伏見区桃山町立売28番地の10地先内	旧	3.30	5.92～6.00
		新	3.30	6.00～6.01

桃山緯29号 線	伏見区桃山町立売28番地の4地先内	旧	5.80	5.31～6.03
		新	5.80	6.02～6.03

(建設局土木管理部道路明示課)